

「緑区総合庁舎への再生可能エネルギー導入事業」 公募型プロポーザルによる選定結果

「緑区総合庁舎への再生可能エネルギー導入事業」について、公募型プロポーザル方式で、次のとおり受託候補者を特定しました。

1 件名

緑区総合庁舎への再生可能エネルギー導入事業

2 業務内容

屋根貸し自家消費型スキームによる太陽光発電設備事業で、事業者は施設の屋上等の目的外使用許可を受け、施設に太陽光発電設備及び附帯設備を設置し、事業実施期間（最長20年）において運転・維持管理を行い、施設に再生可能エネルギー電力を供給する。また事業終了後に設備を撤去する。

3 契約予定者

大和リース株式会社 横浜支社

4 契約予定日

令和5年度中

5 評価結果

提案者	評価点数	順位
大和リース(株)横浜支社	1,434点	1
東京瓦斯(株)法人営業本部	1,172点	2

※評価点数は1,680点満点

6 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和4年11月28日 14時00分～16時45分 市庁舎18階 共用会議室さくら14
評価委員の出席状況	評価委員8人出席（定足数7／8）
議事内容	評価項目等の確認、提案書の評価、採点結果の集計、第1位 順位者の決定
評価基準	別紙のとおり

7 問合せ先

緑区総務課 電話：045-930-2207

緑区総合庁舎への再生可能エネルギー導入事業

提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する視点 (110点)			
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力(kW)が大きいか	3	15
発電電力の自家消費量	太陽光発電電力の自家消費量(kWh)が多いか	3	15
システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や自家消費量の考え方等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	6	30
設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、施設への影響が小さいものになっているか	6	30
区民への環境啓発に資する提案	具体的で実現性を踏まえた提案となっているか	3	15
地域の活性化に資する独自提案	具体的で実現性を踏まえた提案となっているか	1	5
実施体制に関する視点 (90点)			
工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	4	20
市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっているか	4	20
業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか	6	30
事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	4	20
その他の視点 (10点)			
ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか（従業員101人未満の場合のみ加算） <input type="checkbox"/> 次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定 ③よこはまグッドバランス賞の認定 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は、障害者1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	2	10
評価の合計 (210点)			

2 評価方法

(1)各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る
- 0点：非常に劣るまたは提案無し

ただし、「市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。

- 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
- 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
- 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
- 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満

(2)「ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とする。

(3)評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

3 第一順位の決定方法

- (1)出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (2)評価点が同点の場合、出席委員の多数決により第一順位を決定する。
それでも決しない場合は委員長が第一順位を決定する。